



NO. 177 (通号 268 号)
令和 4 年 12 月号

くらしのフレッシュ便

相談ファイル (ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約などの状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

年末年始に向けて悪質な海産物の電話勧誘販売に要注意！

〈相談内容〉

海鮮市場関係の事業者を名乗る人から電話があり、シマホッケ、サンマのセットなどの海産物を勧誘された。「以前、購入した人に電話をしている」と言われたが、事業者名も聞いたことがなく、購入した覚えもない。

断ろうとしたが「新型コロナの影響で売れなくて困っている」と言われて、助けてあげようと思い注文してしまった。

注文した後、事業者名をネット検索すると悪評だったので、解約しようと思い電話をしたが、出ない。どうしたらよいのか。

(50歳代 女性)



〈アドバイス〉

相談者から事業者の電話番号を聞き、消費生活センターからも事業者に何回か連絡しましたが繋がりませんでした。相談者には、電話勧誘販売なので、クーリング・オフできる可能性があることを説明し、商品が送られてきたら、事業者の所在地、会社名、連絡先等をメモして、事業者宛てにクーリング・オフ通知を送るよう助言しました。

○必要以上に情に訴えてくるなど、少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。

電話をかけてくる事業者の中には、「新型コロナウィルスの影響で収入が減って困っている」などと消費者の親切心や同情につけ込み、「以前購入してもらったことがある」などと言い、消費者がすぐに断れないようにして勧誘してくるケースもあります。

海産物を購入するよう迫られても、話の内容に覚えがない、勧誘が強引など、少しでも不審な点があった場合は、相手と話し込まずにきっぱりと断りましょう。

○不安な時は、お近くの消費生活センター等（消費者ホットライン 188 番）にご相談ください。

生活情報ファイル

カセットコンロの使用に注意しよう

気温が下がる冬場は、鍋料理をする機会が増え、事故も増加傾向にあります。カセットコンロの使用を誤ると、ボンベの破裂による火災など重大な事故につながる可能性もあります。

以下の注意点に従って安全にご利用ください。

【カセットコンロの事故事例】

カセットボンベの切欠き部を誤って装着したために、液化状態のガスがコンロ内に漏れて、点火した際にカセットコンロ及び周辺を焼損する火災が発生。



【カセットコンロの使用時の注意】

○カセットコンロ用ボンベ(カセットボンベ)は、カセットコンロ本体に正しく装着してください。

カセットボンベの切欠き部(凹部)とカセットコンロの容器受けガイド(凸部)をしっかりと合わせてください。合っていない場合、カセットボンベと本体との結合部から漏れたガスに引火して火災を引き起こすおそれがあります。

○カセットコンロを2台以上並べたり、大きな調理器具をのせて使用しないでください。

熱がこもりカセットボンベが過熱されて破裂するおそれがあります。

試してみよう、消費者力！第9回（令和4年度）

Q 次のうちクーリング・オフ制度があるものはどれか選びなさい。

1. テレビショッピングで期間限定のセールの家電製品を購入した。
2. ポストに入っていたお弁当のチラシ広告を見て、電話でお弁当を注文した。
3. 知人から儲かると勧められて契約したが、マルチ商法だった。
4. デパートの店員に勧められてスーツを購入した。

【第18回消費者力検定（令和3年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

リコール制度を知っていますか？

リコールとは、何らかの欠陥や事故の発生等により、安全上の問題が生じる可能性がある製品に対し、事業者が回収、修理等の措置を行うことです。

電気製品やストーブ等の燃焼機器以外にも自動車や食品、衣服や医薬品といった、あらゆる製品がリコールの対象となっています。

リコール対象製品をそのまま使用し続けると、発火など重大な事故につながる可能性があるため、注意が必要です。

実際に起きた製品事故

電動アシスト自転車のバッテリーを充電中にバッテリーから出火し、バッテリーとその周辺を焼損する火災が発生。バッテリー内部の劣化等により異常発熱し、焼損したものと考えられています。



事故を防ぐためのポイント

○リコール対象製品の情報を確認しましょう。

リコール対象製品の情報は、各家庭に配布される広告チラシ、テレビ放送のコマーシャルの他にも、インターネット上で確認することができます。

「消費者庁リコール情報サイト」では、製品の分類やキーワードで、リコール対象製品を簡単に検索できます。🔍[消費者庁 リコール情報](#)で検索してみましょう。

また、「経済産業省 製品安全ガイド」や「国土交通省ホームページ」でも、リコール情報が公開されています。

○不安を感じる製品がある場合には、すぐにメーカーに相談しましょう。

多くのメーカーは電話相談の窓口を開設しています。製造されてから年数がかなり経過しており、使用時に煙が出たなど事故の原因になることが起きた場合は、メーカーに直接電話をして確認してみましょう。

また、リコール対象製品だと気づいたときは、すぐに使用を中止してください。

「試してみよう、消費者力！第9回解答と解説⇒（正解—3）

3のマルチ商法は、特定商取引法における連鎖販売取引に該当するため、クーリング・オフが可能です。クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面いずれか早いほうを受け取った日から起算し、連鎖販売取引に該当する場合は、クーリング・オフ期間は20日間です。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変わっていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。